

米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、米子工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第16条の規定に基づき、米子工業高等専門学校における試験、学業成績の評価、学年の課程の修了及び卒業の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(学業成績の評価)

第2条 学業成績は、総合評価（定期・中間試験その他の試験のほかに、出席状況、学習態度、演習の成果等を総合的に判定した評価）とする。中途の成績についても、これに準じて評価し、欠課時数とともに始めからの総計とする。

2 学業成績は、秀・優・良・可・不可の評語で評価し、科目担当教員が、その科目の評価を表示する場合（以下「評価点」という。）は、100点法によるものとし、次の区分とする。

評語	評価点
秀	90点以上
優	80点以上90点未満
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不可	60点未満

3 校外実習の学業成績の評価は、前2項の規定にかかわらず、合格又は不合格とする。

4 米子工業高等専門学校高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則（以下「高専以外の学修等規則」という。）第4条第2項の規定により単位の認定を受けた科目の学業成績の評価は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、合格とする。

5 追認試験で合格と認定された未修得科目の学業成績の評価は、可（60点）とする。

(科目)

第3条 学則別表第1～第6の科目の構成に係る定義は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 必修科目 必ず履修し、単位を修得しなければ卒業できない科目

二 選択科目 履修を選択することができ、課程の修了において必要な単位数に含むことのできる科目

三 自由選択科目 履修が任意で、かつ、全課程の修了において必要な単位数に含まれない科目

(学業成績の評価をしない科目)

第4条 欠課時数が年間授業時数の3分の1を超える科目。この場合、学業成績は評価しないものとし、欠課時数のみを表示する。

(特別に学業成績の評価ができる科目)

第5条 長期にわたる病気による欠課時数が、年間授業時数の3分の1を超える科目で、特別な状況にあると認定会議で認められた場合、前条の規定にかかわらず、科目担当教員（非常勤講師の担当する科目は、当該非常勤講師の委任を受けて、各教科代表又は学科長等が代行する。以下同じ。）は、学業成績の評価をすることができる。

(試験)

第6条 定期試験は、前期末及び学年末試験とし、年間各1回行う。その他の試験は、随時行うものとする。

2 平素の成績で学業成績を評価できる科目については、試験を行わないことがある。

(追試験)

第7条 傷病、忌引き、その他やむを得ない理由で試験を受験できなかった者について、科目担当教員が必要と認めた場合には、追試験を行うことがある。

(再試験)

第8条 試験の結果、科目担当教員が必要と認めた場合には、再試験を行うことがある。

(追認試験)

第9条 不可の科目については、追認試験を実施することとする。

(試験中の不正行為)

第10条 定期・中間試験中不正行為を行った者に対しては、その時間以降の受験を停止するとともに、当該試験期間中の全科目の試験を0点とする。

(修得科目)

第11条 次の各号の一に該当する科目は、修得科目とし、所定の単位を認める。

- (1) 学業成績が、可以上の科目
- (2) 第2条第3項の規定により、合格と評価された校外実習
- (3) 第2条第4項で合格と認定された科目
- (4) 第2条第5項で合格と認定された科目
- (5) 第5条で可以上と認定された科目

(課程修了の認定)

第12条 学年の課程修了の認定は、認定会議に付し校長が行う。

2 次の各号の一に該当する者は、原則として課程の修了を認めない。

- (1) 学業成績の評価をしない科目のある者
- (2) 次の表の当該学年に対応する修了要件を満たさない者

学年	修了要件
1	20 単位以上修得
2	54 単位以上修得
3	95 単位以上修得
4	第3 学年までに修得すべき必修科目をすべて修得、かつ、 135 単位以上（うち一般科目 73 単位以上、専門科目 58 単位以上）修得
5	必修科目をすべて修得、かつ、 167 単位以上（うち一般科目 75 単位以上、専門科目 82 単位以上）修得

- (3) 特別活動の欠課時数が年間授業時数の3分の1を超える者

ただし、長期にわたる病気の理由により、やむを得ないと認定会議で認められた者は除く。

- (4) 学校行事への参加が著しく不良の者

(留年, 退学)

第13条 前条において課程修了を認められない者は, 原級留置とする。

原級留置となった場合は, 学則第17条により, 当該学年に係る所定の授業科目及び特別活動を再履修しなければならない。ただし, 第4学年又は第5学年においては, 当該学年に修得した選択科目の単位は消滅しない。

2 休学による場合を除き, 通算3回原級留置となった者は, 学則第45条の規定により退学しなければならない。

(学生の席次)

第14条 学生の学年毎の席次は, 第2条第2項の100点法による評価点を単位数で乗じた点の合計点を履修単位数で除した点数により示す。ただし, 卒業研究の評価点は加えない。

2 第5条で学業成績の評価が決定した場合は, 他の学生の席次は変更せず, 当該学生はその学業成績に相当する席次で示す。

(指導要録等への記載方法)

第15条 卒業又は退学した学生に不可の科目があるときは, 指導要録は「履修」と記載する。

(編入学)

第16条 第4学年に編入学した者については, 当該編入コースの本校第1学年から第3学年までの単位(一般科目68単位, 専門科目34単位)を修得したものとする。

2 第3学年に編入学した外国人留学生については, 当該編入コースの本校第1学年から第2学年までの単位(一般科目51単位, 専門科目17単位)を修得したものとする。

(雑則)

第17条 この内規に関し, 必要な事項は, 別に定める。

附 則(平成16年4月1日規則第52号)

1 この内規は, 平成16年4月1日から施行する。

2 米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規(昭和53年規則第3号)は廃止する。

附 則(平成19年12月6日規則第39号)

この内規は, 平成19年12月6日から施行する。

附 則(平成21年11月4日規則第13号)

この内規は, 平成21年11月4日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規則第8号)

この内規は, 平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月14日規則第8号)

この内規は, 平成30年3月14日から施行し, 平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月20日規則第4号)

この内規は, 平成31年3月20日から施行し, 平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月23日規則第19号)

この内規は, 令和2年12月23日から施行し, 令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月23日規則第20号)

1 この内規は, 令和3年4月1日から施行する。

- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学及び再入学する者については、改正後の米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規にかかわらず、従前の例による。